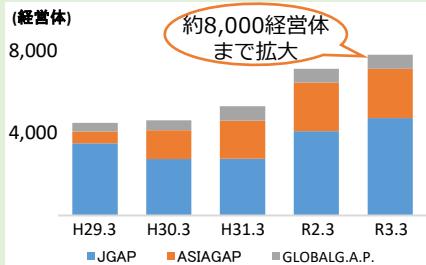


我が国における国際水準GAPの推進方策（令和4年3月策定）の概要

③推進・支援

GAPを取り巻く情勢

- 東京オリンピック大会における食材の調達基準としてGAP認証等が採用されたことも契機にGAPの取組が全国で拡大



- SDGs（持続可能な開発目標）への世界的な関心が高まり、環境保全や人権保護等への配慮が重要な行動規範として浸透



- 輸出の拡大等で取引のグローバル化が進展し、取引先は労働者的人権保護に配慮した原料調達を重視

- スマート農業の社会実装が現実のものとなり、農業への情報通信技術の導入が進展
- みどりの食料システム戦略に基づく生産力向上と持続性の両立を目指す施策の推進



今後、農業の持続可能性を確保するためには、食品安全、環境保全、労働安全のほか、

- 国際的に求められる人権保護への配慮
 - 農場経営管理の実践とデータの利活用
- を含めた国際水準GAPの取組が必要

基本方針

- 国際水準GAPに取り組むことで、農業者自らがSDGsに貢献できることを理解し、これを実需者・消費者にも広く発信。
- 国際水準GAPガイドラインの策定により我が国共通の取組基準を明確にするとともに、都道府県GAPの国際水準への引上げを進め、国と都道府県が一体となって国際水準GAPの取組を推進。



推進に向けた具体的な取組

○国際水準GAPの取組内容の標準化

- 国際水準GAPガイドラインを策定し、我が国共通の取組基準を示す。
- ガイドラインに基づき取り組むべき標準的な内容を具体的に提示した解説書を策定。

新たにGAPを導入する農業者であっても、戸惑うことなく取組を実践

○GAPに取り組む農業者のメリットの明確化

- 取組データのデジタル化を促進し、簡易に記録・活用できるアプリなどの導入・利用拡大を図る。
- 農業者のSDGsや環境負荷低減等への貢献を見える化し、情報発信できる仕組みを構築。

経営改善や取引での利用など取組データの活用の幅が広がる

○GAP指導体制の強化、面的取組の拡大

- コーチング技術やデータ活用に関する知識などを習得するためのGAP指導員向け研修を実施。
- JA等と連携した団体での取組を推進するため、GAP指導員の指導力向上や団体認証の取得支援を実施。

効果的な指導と面的にまとまった取組により、産地での取組を拡大

○実需者・消費者のGAPの認知度向上

- SDGsへの貢献を見える化し、実需者との取引や消費者へのアピールに活用。
- GAPパートナーや関係省庁と連携して消費者に対して「GAP=農業のSDGs」を情報発信。

実需者や消費者に取組が評価され、事業活動や購買活動につながる

国際水準GAPガイドライン（令和4年3月策定）の概要

- 食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農場経営管理の5分野を満たした国際水準GAPに関する共通の取組基準
- ①青果物、②穀物、③茶、④飼料作物、⑤その他非食用の分類別に作成
- 都道府県に対して、本ガイドラインに基づく国際水準GAPの指導の実施を求めるとともに、都道府県GAPを存続する場合には、令和6年度末を目途に、本ガイドラインに準拠するよう基準の改定を依頼。今後は都道府県向け交付金等を用いた国際水準GAPの本格実施を推進

ガイドラインにおける取組事項（青果物）の概要【取組数78】

区分	分野	取組事項（[]内は取組事項の数）
I 経営体制全体	農場経営管理	基本情報の整理、農場の方針の策定、農場ルールの決定【4】
II 生産体制全体	農場経営管理	農場管理に係る記録の作成・保存、知的財産の保護・活用【3】
III リスク管理	食品安全	食品安全に関する危害要因分析と対策の実施等【1】
	環境保全	環境に与える負荷に係るリスク評価と対策の実施等【1】
	労働安全	労働安全に関するリスク評価と対策の実施等【1】
	農場経営管理	収穫記録と結びついた出荷記録の作成・保存、クレームや農場ルール違反への対応手順の設定等【5】
IV 人的資源	労働安全	保護具の着用・管理、救急箱等の用意、事故対応手順の設定等【3】
	人権保護	労働条件の提示、外国人雇用、家族経営における対応等【5】
	農場経営管理	教育訓練の実施、労災保険の成立手続の実施等【2】

※取組事項の中には複数の分野にまたがるものがあるが、表中では重複して計上している。

区分	分野	取組事項
V 経営資源	食品安全	喫煙・飲食場所の指定、トイレや手洗い設備の確保、土壤や水に関する危害要因分析、農産物取扱施設の衛生管理等【11】
	環境保全	適正な土壤・排水管理、温室効果ガス排出や廃棄物の削減、周辺住民への配慮等【11】
	労働安全	機械等の点検・整備や適正使用等【4】
	農場経営管理	農場入場時のルールの設定、計量機器の点検・校正等【4】
VI 栽培管理	食品安全	農薬使用計画の策定と計画に基づく農薬の適正使用、堆肥の適切な製造・施用等【11】
	環境保全	IPMの実施、農薬や肥料の適正な使用・施用等【11】
	労働安全	農薬の安全な使用・保管等【3】
	農場経営管理	肥料等の使用記録の作成・保存等【2】
VII 専用項目	食品安全	スプラウト類、きのこ類、りんごの栽培に係る事項【11】

- ガイドラインの取組の詳細については、「指導マニュアル」を参照
- 国際水準GAPに取り組む際のポイントについては、「国際水準GAPガイドライン解説書」を参照